

# 札幌市中央卸売市場水産物部

## 仲卸業者から買出しをご検討の皆様へ

**7月の新鮮食材で差をつけよう!**

札幌市中央卸売市場経営支援課

小売店・飲食店を営んでいる方、水産物の販売業者・加工業者の方は、買出人として、当市場の水産物部 **仲卸業者から新鮮な食材を直接仕入** することができます。(せり・入札に参加することはできません。)

### 買出人になるには

**道内の漁港で水揚げされたばかりの鮮魚が毎朝入荷します!**

**全国の新鮮な魚介類が北海道唯一の中央卸売市場に集まります!**

買出人になるには、**精算会社(※1)に「精算会社登録買出人」として登録するか、又は水産協議会(※2)に「水産協議会届出買出人」として届出するかいずれかの手続きが必要です。**

※1 札幌水産物精算株式会社(裏面<お問い合わせ先>参照)。

精算会社への登録には、精算会社による審査、保証金の預託などの契約手続きが必要です。

※2 札幌市中央卸売市場水産協議会(裏面<お問い合わせ先>参照)

### 提出書類

#### 【法人の場合】

- 買出人(登録・届出)申請書
  - 登記事項証明書
  - 代表者履歴書
  - 代表者の住民票又は運転免許証のコピー
  - 写真2枚(縦3cm×横2.4cm)
  - 買出人誓約書
- ※上記のほか、公租公課等の支払状況のわかる書類等の提出をお願いする場合があります。

#### 【個人の場合】

- 買出人(登録・届出)申請書
  - 買出人履歴書
  - 住民票又は運転免許証のコピー
  - 写真2枚(縦3cm×横2.4cm)
  - 買出人誓約書
- ※上記のほか、公租公課等の支払状況のわかる書類等の提出をお願いする場合があります。

#### 【補助員の場合】

- 買出人補助員使用申請書
- 住民票又は運転免許証のコピー
- 買出人補助員履歴書
- 買出人補助員誓約書
- 写真2枚(縦3cm×横2.4cm)

### 買出人登録(届出)証と標識の交付

欠格条件(※3)に該当しないことを確認後、**買出人登録(届出)証**、所定の**標識**を交付します。

**市場内に入場する際には、買出人登録(届出)証の携帯と所定の標識及び帽子の着用が必要です(※4)。**

※3 裏面の欠格条件に該当する場合は買出人になることができません。

※4 登録買出人は、卸売場に入場できます。なお、卸売場に入場する際は、長靴の着用が必要です。届出買出人は、卸売場に入場できません。

裏面へ続く

## (参考) 費用について 届出買出人の例

	小売組合の準組合員になる場合	小売組合に加入しない場合
小売組合年会費 (※5)	年 24,000 円	-
水産協議会 秩序維持協力金 (毎年)	-	水産協議会の内規による
標識プレート作成費用 (1枚)	1,100 円	1,100 円
入場車両登録証負担金及び ステッカー発行手数料 (5m未満1台の場合)	年 11,500 円	年 40,500 円
合計	36,600 円	41,600 円

### ※5 小売組合に関するお問い合わせ先

札幌水産物商業協同組合 Tel011-611-8301 (水産棟2階)

道央水産物商業協同組合 Tel011-631-5921 (水産棟2階)

### ※6 帽子は、標識等の交付後に、別途、所定のものを購入してください。

### ※7 令和4年3月現在の試算です。価格改定、入場される方の人数、車両の長さや台数などの条件によって、費用の額は変わります。申請前にご確認ください。

## 欠格条件 (水産物部買出人要領第5条)

(買出人の欠格条件)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、買出人となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は物品の品質管理に関する取扱要領で定める生鮮食料品等の取引に関する法律若しくは業務規程の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (3) 業務規程又は関係諸法令に違反して行政処分を受けた者で、その処分を受けた日から起算して1年を経過していない者であるとき。
- (4) 未成年者
- (5) 当該買出人としての資力及び信用を有さない者
- (6) 業務規程第7条の2第3項第5号に規定する暴力団関係事業者又は同項第6号オに規定する暴力団員であるとき。
- (7) 申請者が法人であって申請者の業務を執行する役員のうち、第1号、第2号、第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当する者があるとき
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (9) その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

## <お問い合わせ先>

札幌水産物精算株式会社

札幌市中央卸売市場水産協議会

Tel011-611-3272 (水産棟4階)

(札幌水産物精算内、電話番号共通)